

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年3月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900443号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900097号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成22年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成22年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年2月28日から同年3月1日まで

A事業所に平成22年2月28日まで勤務し、同年2月分の厚生年金保険料が控除されているが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年2月28日と記録されている。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給料計算書及び在職証明書により、請求者が請求期間において同事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成22年2月の標準報酬月額については、上記給料計算書で確認できる同年2月分の報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びにA事業所における平成22年1月のオンライン記録から30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年2月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。